

台湾税務および投資法令アップデート

2017年3月

所得税法

所得税確定申告の締切日の6月1日への調整

2017年は、5月27日から5月30日までが端午節の連休にあたることから、混雑を避けるため、財政部から各5区の国税局に対し、所得税確定申告の締切日を6月1日に調整することが周知されました。締切日が調整されるのは法人税および個人所得税の確定申告となります。

営業税法

越境EC(国際電子商取引)への営業税の課徴に関する統一發票の発行免除

台湾内で固定的営業場所のない外国事業者、機関、団体、組織による台湾内の個人への電子役務の販売について、営業税法第28条の1により営業登記を申請しなくてはならないものは、2017年5月1日から2018年12月31日までは統一發票使用弁法第4条第35款により統一發票の発行が免除され、営業人は自主的に税額を申告・納付することとなります(台財税字第10604506690号通達を参照)。

外国のインターネット取引プラットフォームを通じて販売を行う営業人の納付すべき営業税額計算

台湾内に固定的営業場所がなく営業登記も行っていない外国のインターネット取引プラットフォーム業者を通じ、オンラインゲーム開発業者がゲーム役務を消費者に販売する場合、外国のインターネット取引プラットフォーム業者が消費者からオンラインゲームの代金を受け取り、プラットフォームの手数料を差し引いた後の代金をオンラインゲーム開発業者に支払う際、外国のインターネット取引プラットフォーム業者の販売時に当該オンラインゲーム開発業者が消費者との間の取引に関する情報を把握できないときには、「実際に取得したゲーム代金」を売上高とし、外国のインターネット取引プラットフォーム業者宛に2枚綴りの統一發票を発行し営業税を申告・納付しなければなりません(第10500135610号通達を参照)。ホテル業者が外国のインターネット宿泊予約プラットフォームを利用し宿泊役務を利用者に販売する場合についても、販売時に利用者との間の取引に関する情報を把握できないものについては、ホテル業者は「実際に取得した宿泊料金」を売上高とし、統一發票を発行し営業税を申告・納付することが必要となります(第10500135610号通達)。なお、上記は個別案件に対する解釈通達であり、類似した取引がある場合は、管轄税務署に当該法令の適用について確認されることをお勧めします。

上記通達により処理は以下のようになります。

あるオンラインゲーム開発業者がアップルストアを通じてオンラインゲームを台湾の消費者に販売したとします。消費者がオンラインでアップルストアにNT\$100を支払い、アップルス

ストアが取り決められた30%の手数料を差し引いた後のNT\$70を当該オンラインゲーム開発業者に支払った場合、当該オンラインゲーム開発業者はNT\$70の純額につきアップルストアを宛名とした統一發票を発行し営業税を申告・納付することになります。



投資法令

上場会社の情報開示強化について

【台湾証券取引所股份有限公司の2017年3月7日付台証上一字第1060003642号公告】
 海外の法人を引き寄せ、上場会社の財政状態とコーポレートガバナンスの透明性を高めて台湾株式市場の発展を図るため、2017年3月7日、上場会社は2018年より毎年国内で少なくとも1回説明会を開催し、情報の透明性を高め情報開示を強化しなければならないと公告されました。

公開発行会社の株主総会における役員選任人数の召集通知への記載について

【經濟部の2017年2月20日付經商字第10602403710号通達】において、經濟部の2005年11月30日付經商字第09402426290号通達および2014年12月9日付經商字第10302146130号通達に対し、補足説明がなされました。以下がその要点です。

1. 取締役会で株主総会の招集を決議する際は、株主が役員を選任人数に基づき投票プランを検討できるよう、召集通知に選任すべき役員数を明記しなければなりません。
 - (1) 役員候補者指名制度を採用している場合：指名を受理する旨の公告が行われた際に有効な定款に定める役員人数を基準とする。
 - (2) 役員候補者指名制度を採用していない場合：召集通知が発行されたときに有効な定款に定める役員人数を基準とする。
 - (3) 役員選挙に関する議案と定款改正により役員人数の変更議案が同時にある場合は、改正された定款は次回の株主総会で改選または補選が行われる際に適用される。
2. 定款に役員数の固定人数が明確に定められていなかった場合、株主総会で定款記載の役員人数が改正されても、株主の役員選挙権が影響されないよう、当該株主総会での臨時提案で選任する役員人数を変更することはできません。
3. 定款に固定した役員人数が定められておらず、取締役会が株主総会の召集通知に選任すべき役員人数について明記せずに株主総会の場で選任人数を告知した場合は、株主が役員を選任人数に基づき投票プランを検討できないだけでなく、役員選挙結果にも影響を与える可能性があるため、会社法第189条「株主総会招集手続またはその決議の方法が法令もしくは定款に違反している」と疑いが持たれることとなります。
4. 「公開発行会社の株主総会における議事次第に記載し遵守すべき事項に関する規定」第4条第1項第1款によれば、「株主総会の議事次第に列記される議案について、その他の関連

法令で別途規定がある場合を除き、下記の状況に基づき規定事項を明記すること。一、取締役または監査役を選任する際、その選任すべき人数、任期、任期開始と満了期間および選挙方法」と定められています。

非公開発行会社についても、株主の役員選挙権を保障するため、上記の規定を参照することができます。

反対株主の株式買取請求に基づく取得株式の処分について

【経済部の2017年2月20日付経商字第10600510800号通達】において、経済部の2016年7月22日付経商字第10502421440号通達に対し、補足説明がなされました。以下がその要点です。

1. 企業合併法第12条第2項、第3項によれば、反対株主が株式買取を会社に請求する際、株式を交付しなければなりません。すなわち、反対株主が会社の委託する株式業務代理機構に対し株式を交付することにより、株式移転の効力が生じます。
2. また、企業合併法第12条第5項によれば、「買取価格について株主と会社が合意に達した際、会社は株主総会の決議日から90日以内に代金を支払わなければならない」と定められています。反対株主に代金を支払うまで会社は当該株式を処分してはならず、規定された期間を過ぎても反対株主に代金が支払われなかった場合、反対株主は会社に対し株式の返還を求めることができます。

臨時株主総会による定時株主総会の利益処分案決議の変更について

【経済部の2017年1月18日付経商字第10502155100号通達】において、経済部の2008年5月16日付経商字第09702056520号通達に対し、補足説明がなされました。要点をまとめると以下ようになります。

1. 会社の利益処分案が定時株主総会の決議を経た後、「処分完了」していない場合は当該定時株主総会の開催年度の営業終了前に臨時株主総会を招集して定時株主総会で決議された利益処分案を変更することができますが、当該利益処分が既に処分完了した場合は、臨時株主総会を招集して定時株主総会で決議された利益処分案を変更することはできません。
2. 前記の「処分完了」の定義について不明確であったため、今回経済部が通達において、取締役会が定時株主総会の決議に基づき行う利益処分について、全額の支払いが完了していなくても、定時株主総会の開催年度の営業終了前に臨時株主総会を招集して定時株主総会で決議された利益処分案を変更してはならないと説明がなされました。

PwC台湾 日本企業部コンタクトリスト

氏名	役職	電話番号	E-mail アドレス
パートナー			
奥田健士	パートナー	886-2-2729-6115	kenji.okuda@tw.pwc.com
ディレクター			
王妙五	ディレクター	886-2-2729-6666ext23402	miaw-wuu.wang@tw.pwc.com
シニアマネージャー			
林淑琳	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23412	shirley.lin@tw.pwc.com
魏月珍	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23410	yueh-tseng.wei@tw.pwc.com
周泰維	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23655	david.chou@tw.pwc.com
桃原隼一	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23415	junichi.tobaru@tw.pwc.com
マネージャー			
劉千瑜	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23431	amily.liu@tw.pwc.com
伊藤藍	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23475	ai.ito@tw.pwc.com
洪豪嬪	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23404	kate.h.hong@tw.pwc.com
趙宇愷	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23425	yu-kai.chao@tw.pwc.com
許大修	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23411	dah-hsiu.hsu@tw.pwc.com
www.pwc.com/tw			

本台湾税務および投資法令アップデートは読者への参考に供するためのものであり、当事務所が関連の特定テーマについて意見を述べるものではなく、読者は如何なる方針決定の根拠としてはならず、また如何なる権利または利益を主張するために引用してはなりません。本内容は資誠聯合会計師事務所の同意なく、転載、またはその他の目的に使用してはなりません。何らかの事実、法令、政策に変更が生じた場合、資誠聯合会計師事務所は本台湾税務および投資法令アップデートの内容を修正する権利が有ります。

© 2017 PricewaterhouseCoopers Taiwan. All rights reserved. PwC refers to the Taiwan member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.tw for further details.